

群馬大学学生広報大使要項

制定 令和3年1月13日

改正 令和4年3月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、群馬大学（以下「本学」という。）における学生広報大使の活動に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生広報大使は、本学に在籍する学生（以下「学生」という。）が教育的配慮の下、大学の運営業務に従事することにより、教職員と協働し、その活動を通して、大学運営に対する学生の意見を反映させ、さらに自身の成長にも繋げることを目的とする。

(対象者)

第3条 学生広報大使の対象者は、学部又は大学院の学生とする。

(業務内容)

第4条 学生広報大使は、広報本部の指示を受けて次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) オープンキャンパス運営の業務
- (2) 高校訪問や学外の進学説明会等での業務
- (3) 広報媒体の作成及び学外への情報発信等の業務
- (4) その他大学広報に係る企画、立案に関する業務

(選考)

第5条 学生広報大使は掲示等で公募し、広報本部による書類選考等により選考のうえ学長が任命するものとする。

(誓約書の提出)

第6条 学生広報大使は、学生広報大使として活動するに当たり、活動で知り得た秘密を部外者に漏らさないこと、並びに群馬大学の信用を傷つけ、又は群馬大学の諸規則等に违背するような行為をしないことを誓約するため、事前に誓約書を広報本部長に提出するものとする。

(研修会への参加)

第7条 学生広報大使は、活動に当たり、研修等に出席するものとする。

(保険)

第8条 学生広報大使は、活動に当たり、事前に学生教育研究災害傷害保険等に参加するものとする。

(任期)

第9条 学生広報大使の任期は、任命の日から当該年度末までとする。ただし、次の各号に該当する場合を除き、本学に在籍中は毎年度更新されるものとする。なお、本人の希望により、卒業後も本学の広報活動に協力できるものとする。

- (1) 本人から退任の申出があった場合
- (2) 広報本部長が、不適任であると判断した場合

(教育的配慮)

第10条 担当部署は、当該学生が受ける授業及び研究指導等に支障が生じないよう配慮しなければならない。

(処遇)

第11条 学生広報大使の活動については、原則、無報酬とする。ただし、広報本部長が必要と認めた場合は、必要な経費を支給することができるものとする。

(感謝状の贈呈)

第12条 学生広報大使として多大な貢献があったと学長が認めた者には、当該学生の卒業又は修了時に、感謝状を贈呈するものとする。

(事務)

第13条 学生広報大使に関する事務は、学務部学生受入課の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、学生広報大使の活動に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和3年1月13日から施行する。
- 2 群馬大学学生広報大使要項（平成29年12月12日学生受入部門会議承認）は、令和3年1月12日をもって廃止する。